No.１５

令和３年（６月）

第２回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第２７号 第２８号	専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の主な改正点	市民税課 資産税課	1
第３０号	熊谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民税課	2
第３１号	熊谷市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	4
第３２号	熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点	市民税課 資産税課 納税課	8
第３３号	熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	こども課	２０
第３４号	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	こども課	２１
第３５号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	障害福祉課	２２
第３６号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	２３
第３７号	熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	道路課	２４
第３８号	熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	道路課	２６
第３９号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	３０
第４０号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	３１
第４１号	業者名及び入札結果 （支援車（Ⅱ型））	警防課 （契約課）	３３
第４２号	認定路線調書・位置図	管理課	３４
第４３号	廃止路線調書・位置図	管理課	４０

議案第２７号及び議案第２８号の参考資料

専決処分に係る熊谷市税条例及び熊谷市都市計画税条例の主な改正点

<table>
<tr><th>税目</th><th>条　項</th><th>改　正　前　の　内　容</th><th>改正点</th><th>改　正　後　の　内　容</th></tr>
<tr><td>固定資産税</td><td>市税条例

附則第１１条～第１３条の３</td><td>【土地の負担調整措置（平成３０年度～令和２年度）】

⑴　宅地等及び農地に係る課税標準額の負担調整措置

⑵　負担水準が０．６以上０．７以下の商業地等に係る課税標準額の据置特例

⑶　商業地等に係る課税標準額の上限を価格の０．７とする引下げの特例</td><td rowspan="2">土地の負担調整措置の継続及び土地の税額に関する特例措置の新設</td><td>【土地の負担調整措置（令和３年度～令和５年度）】

⑴～⑶　改正前の内容と同じ（負担調整措置の継続）

⑷　負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置（新設）（※令和３年度に限る。）</td></tr>
<tr><td>都市計画税</td><td>都市計画税条例

附則第９項～第１５項、第１７項、第１８項</td></tr>
<tr><td>軽自動車税</td><td>市税条例

附則第１５条の２の２</td><td>【環境性能割の臨時的軽減】

自家用乗用車に係る環境性能割の税率を１パーセント分軽減する臨時的軽減について、令和３年３月３１日までに取得したものを対象とする。

<table>
<tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr>
<tr><td>非課税</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td>1%</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td>2%</td><td>1%</td></tr>
</table>
</td><td>適用期限の延長</td><td>【環境性能割の臨時的軽減】

自家用乗用車に係る環境性能割の税率を１パーセント分軽減する臨時的軽減について、適用期限を９か月延長し、令和３年１２月３１日までに取得したものを対象とする。

<table>
<tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr>
<tr><td>非課税</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td>1%</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td>2%</td><td>1%</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第３０号の参考資料

熊谷市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市固定資産評価審査委員会条例（平成１７年条例第２９号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（審査の申出） 第４条　（略） ２・３　（略） ４・５　（略） （審査申出人の口頭による意見陳述） 第７条　（略） ２　（略） ３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 ⑴～⑶　（略） （口頭審理） 第８条　（略） ２～４　（略） ５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ６・７　（略） ８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 ⑴～⑸　（略） （実地調査） 第９条　（略） ２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。	（審査の申出） 第４条　（略） ２・３　（略） ４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。 ５・６　（略） （審査申出人の口頭による意見陳述） 第７条　（略） ２　（略） ３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 ⑴～⑶　（略） （口頭審理） 第８条　（略） ２～４　（略） ５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ６・７　（略） ８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 ⑴～⑸　（略） （実地調査） 第９条　（略） ２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

改　正　案	現　行
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
（議事についての調書）	（議事についての調書）
第１０条　（略）	第１０条　（略）
２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）

議案第３１号の参考資料

熊谷市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の服務の宣誓に関する条例（平成１７年条例第３５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
（職員の服務の宣誓） 第２条　新たに職員となった者は、様式第１号又は様式第２号による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

現　　行
（職員の服務の宣誓） 第２条　新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において 様式第１号又は様式第２号による宣誓書 に署名してからでなければその職務を行っては ならない。

改　正　案

様式第１号（第２条関係）（一般職員）

宣　誓　書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年　月　日

氏　名

様式第２号（第２条関係）

宣　誓　書

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年　月　日

氏　名

現　　行

様式第１号（第２条関係）（一般職員）

宣　誓　書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年　月　日

氏　名㊞

様式第２号（第２条関係）

宣　誓　書

私は、ここに、日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに教育公務員としての責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年　月　日

氏　名㊞

議案第３２号の参考資料

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案の主な改正点

<table>
<tr><th>税目</th><th>条　項</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">固定資産税</td><td>法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合

附則
第１０条の２</td><td>わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の導入

以下の対象資産に係るわがまち特例の特例割合を定める。
<table>
<tr><th>対象資産</th><th>特例割合</th></tr>
<tr><td>特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設</td><td>３分の１</td></tr>
</table>
対象資産に係る固定資産税について、課税標準となるべき価格に特例割合を乗じたものを課税標準とする。
【適用】令和６年３月３１日まで適用する。</td></tr>
<tr><td>軽自動車税</td><td>軽自動車税の種別割の税率の特例

附則
第１６条</td><td>“グリーン化特例”（軽課税率）の見直し

営業用乗用車及び貨物用自動車に係るグリーン化特例の適用区分の見直し及び適用期間の延長を行う。
乗用車（営業用）　燃費基準を「令和１２年度燃費基準」に改め、適用期間を２年延長する。
<table>
<tr><th>区分</th><th>軽減率</th></tr>
<tr><td>電気自動車及び天然ガス自動車</td><td>７５％軽減</td></tr>
<tr><td>令和２年度燃費基準＋３０％達成</td><td>５０％軽減</td></tr>
<tr><td>令和２年度燃費基準＋１０％達成</td><td>２５％軽減</td></tr>
</table>
⇨
<table>
<tr><th>区分</th><th>軽減率</th></tr>
<tr><td>電気自動車及び天然ガス自動車</td><td>７５％軽減</td></tr>
<tr><td>令和１２年度燃費基準９０％達成</td><td>５０％軽減</td></tr>
<tr><td>令和１２年度燃費基準７０％達成</td><td>２５％軽減</td></tr>
</table>
貨物用自動車（自家用・営業用） 特例の対象を電気自動車等に重点化を行った上、適用期間を２年延長する。
<table>
<tr><th>区分</th><th>軽減率</th></tr>
<tr><td>電気自動車及び天然ガス自動車</td><td>７５％軽減</td></tr>
<tr><td>平成２７年度燃費基準＋３５％達成</td><td>５０％軽減</td></tr>
<tr><td>平成２７年度燃費基準＋１５％達成</td><td>２５％軽減</td></tr>
</table>
⇨
<table>
<tr><th>区分</th><th>軽減率</th></tr>
<tr><td>電気自動車及び天然ガス自動車</td><td>７５％軽減</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用なし</td></tr>
</table>
【適用】
令和３年４月１日以後に初回新規検査等を受けた車両に適用する。</td></tr>
<tr><td>個人市民税</td><td>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

附則
第２６条</td><td>住宅借入金等特別税額控除の特例

住宅借入金等特別税額控除の控除期間を１３年とする特例について、令和４年１２月３１日までに入居した場合、その適用期限を令和１７年度までとする措置を講ずる。

【対象】
新築住宅：令和２年１０月１日から令和３年９月３０日の間に契約
既存住宅等：令和２年１２月１日から令和３年１１月３０日の間に契約</td></tr>
</table>

熊谷市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

（第１条関係）

熊谷市税条例（平成１７年条例第６３号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（個人の市民税の非課税の範囲） 第２４条　（略） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が３１万５，０００円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１８万９，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。	（個人の市民税の非課税の範囲） 第２４条　（略） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が３１万５，０００円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１８万９，０００円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢１６歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ２～５　（略）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第３６条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 ⑴～⑶　（略） ２～５　（略）

改　正　案	現　行
附　則	附　則
（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）
第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第３３条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第２３条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。	第５条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第３３条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第２３条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第６条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第６条　平成３０年度から令和４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１０条の２　次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。	第１０条の２　次の表の左欄に掲げる規定に規定する条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

改　正　案	現　行
法附則第１５条第４２項	（略）
法附則第１５条第４６項	３分の１
（平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第１０条の４　（略） （平成３０年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第１０条の５　法附則第１６条の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第３号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 ⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第１２条の５第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係 ⑵　法附則第１６条の３第１項に規定する被災住宅用地の上に平成３０年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 ⑶　当該年度に係る賦課期日において法附則第１６条の３第１項の規定の適用を受けようとする土地を法第３４９条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として	法附則第１５条第４２項　（略） （平成２８年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第１０条の４　（略）

改　正　案	現　行
使用することができない理由 ⑷　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 2　法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3　法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 ⑴　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） ⑵　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 ⑶　特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ⑷　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合 ⑸　法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4　法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災	

改　正　案	現　行
共用土地」とあるのは「附則第１６条の３第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた同条第６項に規定する特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	
（土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	（土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）
第１１条　次条から附則第１４条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。	第１１条　次条から附則第１４条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
⑻　平成５年度適用市街化区域農地法附則第１９条の３第５項	⑻　平成５年度適用市街化区域農地法附則第１９条の３第４項
（軽自動車税の種別割の税率の特例）	（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第１６条　（略）	第１６条　（略）
２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対す	３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のも

改　正　案	現　行
る第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	のに対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
５　（略）	５　（略）
６　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自	

改　正　案	現　行
動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
７　法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
８　法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が同年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第１６条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第８項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動	第１６条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第５項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動

改　正　案	現　行
車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
２　法附則第５６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成２４年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。	２　法附則第５６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成２４年度から令和３年度までの各年度分の固定資産税については、第７４条の規定は適用しない。
３・４　（略）	３・４　（略）
（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）	（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）
第２６条　（略）	第２６条　（略）
２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。	

（第２条関係）

熊谷市税条例等の一部を改正する条例（令和２年条例第２２号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第２条　熊谷市税条例の一部を次のように改正する。 第４８条第１項中「第４項、第１９項、第２２項及び第２３項」を「第３１項、第３４項及び第３５項」に、「第４項、第１９項及び第２３項」を「第３１項及び第３５項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第６６条の７第５項及び第１１項又は第６８条の９１第４項及び第１０項」を「第６６条の７第４項及び第１０項」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第３６項」に改め、同条第３項中「第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項」を「第６６条の９の３第３項及び第９項」に、「第３２１条の８第２５項」を「第３２１条の８第３７項」に改め、同条第４項中「第３２１条の８第２６項」を「第３２１条の８第３８項」に改め、同条第５項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「同条第２１項」を「同条第３３項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第７項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、同項第２号中「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第９項を削り、同条第１０項中「第	第２条　熊谷市税条例の一部を次のように改正する。 第４８条第１項中「第４項、第１９項、第２２項及び第２３項」を「第３１項、第３４項及び第３５項」に、「第４項、第１９項及び第２３項」を「第３１項及び第３５項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第６６条の７第５項及び第１１項又は第６８条の９１第４項及び第１０項」を「第６６条の７第４項及び第１０項」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第３６項」に改め、同条第３項中「第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項」を「第６６条の９の３第３項及び第９項」に、「第３２１条の８第２５項」を「第３２１条の８第３７項」に改め、同条第４項中「第３２１条の８第２６項」を「第３２１条の８第３８項」に改め、同条第５項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「同条第２１項」を「同条第３３項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第７項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、同項第２号中「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第９項を削り、同条第１０項中「第

改　正　案	現　行
３２１条の８第４２項」を「第３２１条の８第６０項」に、「同条第４２項」を「同条第６０項」に、「第１２項」を「第１１項」に、「第１３項」を「第１２項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項を同条第１０項とし、同条第１２項中「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「第１０項」を「第９項」に、「第７５条の４第２項」を「第７５条の５第２項」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項を同条第１３項とし、同条第１５項中「第１３項」を「第１２項」に、「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１６項中「第１３項前段」を「第１２項前段」に、「第３２１条の８第５１項」を「第３２１条の８第６９項」に、「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１７項中「第１３項後段」を「第１２項後段」に、「第１５項」を「第１４項」に、「第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第７５条の５第３項若しくは第６項」に、「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１６項とする。	３２１条の８第４２項」を「第３２１条の８第５２項」に、「同条第４２項」を「同条第５２項」に、「第１２項」を「第１１項」に、「第１３項」を「第１２項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項を同条第１０項とし、同条第１２項中「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「第１０項」を「第９項」に、「第７５条の４第２項」を「第７５条の５第２項」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項を同条第１３項とし、同条第１５項中「第１３項」を「第１２項」に、「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１６項中「第１３項前段」を「第１２項前段」に、「第３２１条の８第５１項」を「第３２１条の８第６１項」に、「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１７項中「第１３項後段」を「第１２項後段」に、「第１５項」を「第１４項」に、「第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第７５条の５第３項若しくは第６項」に、「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１６項とする。
第５０条第２項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、「（同条第２項又は第４項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第１２号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関	第５０条第２項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、「（同条第２項又は第４項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第１２号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関

改　正　案	現　行
係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。)」を削り、同条第４項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に改める。	係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。)」を削り、同条第４項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改める。
第５２条第３項中「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に改め、同条第４項から第６項までを削る。	第５２条第４項から第６項までを削る。
附則第３条の２第２項中「及び第４項」を削り、「これら」を「同項」に改める。	附則第３条の２第２項中「及び第４項」を削り、「これら」を「同項」に改める。
附則第４条第１項中「及び第４項」及び「又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第２項中「又は法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。	

議案第３３号の参考資料

熊谷市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第１４０号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（受給者の登録） 第６条　（略） ２　（略） ３　受給者は、対象となるこどもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該保険医療機関等に、国民健康保険法又は社会保険各法に規定する電子資格確認等により対象となるこどもであることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。	（受給者の登録） 第６条　（略） ２　（略） ３　受給者は、保険医療機関等において、医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証を提示しなければならない。

議案第３４号の参考資料

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１７年条例第１４１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（受給者証の提示） 第５条の２　受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により第３条第１項に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。	（受給者証の提示） 第５条の２　受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証を提示しなければならない。

議案第３５号の参考資料

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成１７年条例第１５７号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（受給者証の提示） 第７条　受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、当該医療機関等に、医療保険各法に規定する電子資格確認等により被保険者等又は第３条第１項に規定する被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。	（受給者証の提示） 第７条　受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、受給者証を提示しなければならない。

議案第３６号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

（第１条関係）　　（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第２条関係）	別表（第２条関係）

名称	位置
熊谷市立第３箱田児童クラブ	（略）
熊谷市立第４箱田児童クラブ	熊谷市中央一丁目１番地

名称	位置
熊谷市立第３箱田児童クラブ	（略）

（第２条関係）　　（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別表（第２条関係）	別表（第２条関係）

名称	位置
熊谷市立佐谷田児童クラブ	（略）
熊谷市立第２佐谷田児童クラブ	熊谷市佐谷田１０３０番地９

名称	位置
熊谷市立佐谷田児童クラブ	（略）

議案第３７号の参考資料

熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成２５年条例第１５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
目次 第１章　（略） 第２章　道路の構造の技術的基準 第１節～第５節　（略） 第６節　特例措置及び専用道路（第３９条－第４２条の２） 第３章・第４章　（略） 附則	目次 第１章　（略） 第２章　道路の構造の技術的基準 第１節～第５節　（略） 第６節　特例措置及び専用道路（第３９条－第４２条） 第３章・第４章　（略） 附則
（交通安全施設） 第３２条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。	（交通安全施設） 第３２条　交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。
（歩行者専用道路） 第４２条　（略） （歩行者利便増進道路） 第４２条の２　歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。 ２　前項に規定する歩行者の滞留の用に供する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。 ３　歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する	（歩行者専用道路） 第４２条　（略）

改　　正　　案	現　　行
法律（平成１８年法律第９１号）第１０条第１項に規定する新設特定道路を除く。）は、熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成２５年条例第１６号）で定める基準に適合するものとする。	

議案第３８号の参考資料

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成２５年条例第１６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
目次	目次
第１章　総則（第１条－第２条の２）	第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　歩道等及び自転車歩行者専用道路等（第３条－第１０条）	第２章　歩道等（第３条－第１０条）
第３章～第６章　（略）	第３章～第６章　（略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第２条　（略）	第２条　（略）
２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　有効幅員　歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例第４２条の２第１項に規定する歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。	⑴　有効幅員　歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。
⑵～⑷　（略）	⑵～⑷　（略）
（災害等の場合の適用除外）	
第２条の２　災害等のためこの条例に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この条例の規定によらないことができる。	
第２章　歩道等及び自転車歩行者専用道路等	第２章　歩道等
（歩道）	（歩道）

改　正　案	現　行
第３条　道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。	第３条　道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。
（有効幅員）	（有効幅員）
第４条　（略）	第４条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　自転車歩行者専用道路の有効幅員は、４メートル以上とするものとする。	
４　歩行者専用道路の有効幅員は、２メートル以上とするものとする。	
５　歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等及び自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。	３　歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。
（舗装）	（舗装）
第５条　歩道等及び自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	第５条　歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
２　歩道等及び自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。	２　歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。
（勾配）	（勾配）
第６条　歩道等及び自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、５パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。	第６条　歩道等の縦断勾配は、５パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、８パーセント以下とすることができる。
２　歩道等（車両乗り入れ部を除く。）及び自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、１パーセント以下とするものとする。ただし、前条第１項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の	２　歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、１パーセント以下とするものとする。ただし、前条第１項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない

改　正　案	現　行
特別の理由によりやむを得ない場合においては、２パーセント以下とすることができる。	場合においては、２パーセント以下とすることができる。
（エレベーター）	（エレベーター）
第１２条　移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。	第１２条　移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は１．４メートル以上とし、内法奥行きは１．３５メートル以上とすること。	⑵　前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は１．４メートル以上とし、内法奥行きは１．３５メートル以上とすること。
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
⑸　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。	⑸　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
⑹・⑺　（略）	⑹・⑺　（略）
⑻　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。	⑻　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
⑼　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。	⑼　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
⑽～⑿　（略）	⑽～⑿　（略）
⒀　停止する階が３以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。	⒀　停止する階が３以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

改　正　案	現　行
（視覚障害者誘導用ブロック） 第３１条　歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。	（視覚障害者誘導用ブロック） 第３１条　歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（休憩施設） 第３２条　歩道等及び自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	（休憩施設） 第３２条　歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
（照明施設） 第３３条　歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。	（照明施設） 第３３条　歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。
２　乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。	２　乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

議案第３９号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第３０号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
目次 第１章～第５章　（略） 第６章　雑則（第４９条・第５０条） 附則 （暴力団等の排除） 第４９条　（略） （電磁的記録） 第５０条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録その他これに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされ、又は行うことが想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	目次 第１章～第５章　（略） 第６章　雑則（第４９条） 附則 （暴力団等の排除） 第４９条　（略）

議案第４０号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成２７年条例第１５号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表第１（第３条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親が教育・保育給付認定保護者である世帯	（略）	（略）

備考　（略）

現　　行

別表第１（第３条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担（月額）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する里親が教育・保育給付認定保護者である世帯	（略）	（略）

備考　（略）

議案第41号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

物　　件　　名	支援車(Ⅱ型)
納　入　場　所	熊谷市消防本部
入　札　年　月　日	第1回　令和3年5月6日 第2回　令和3年5月13日

入　札　対　象　額	予　定　価　格	―
67,000,000 円	67,000,000 円	―

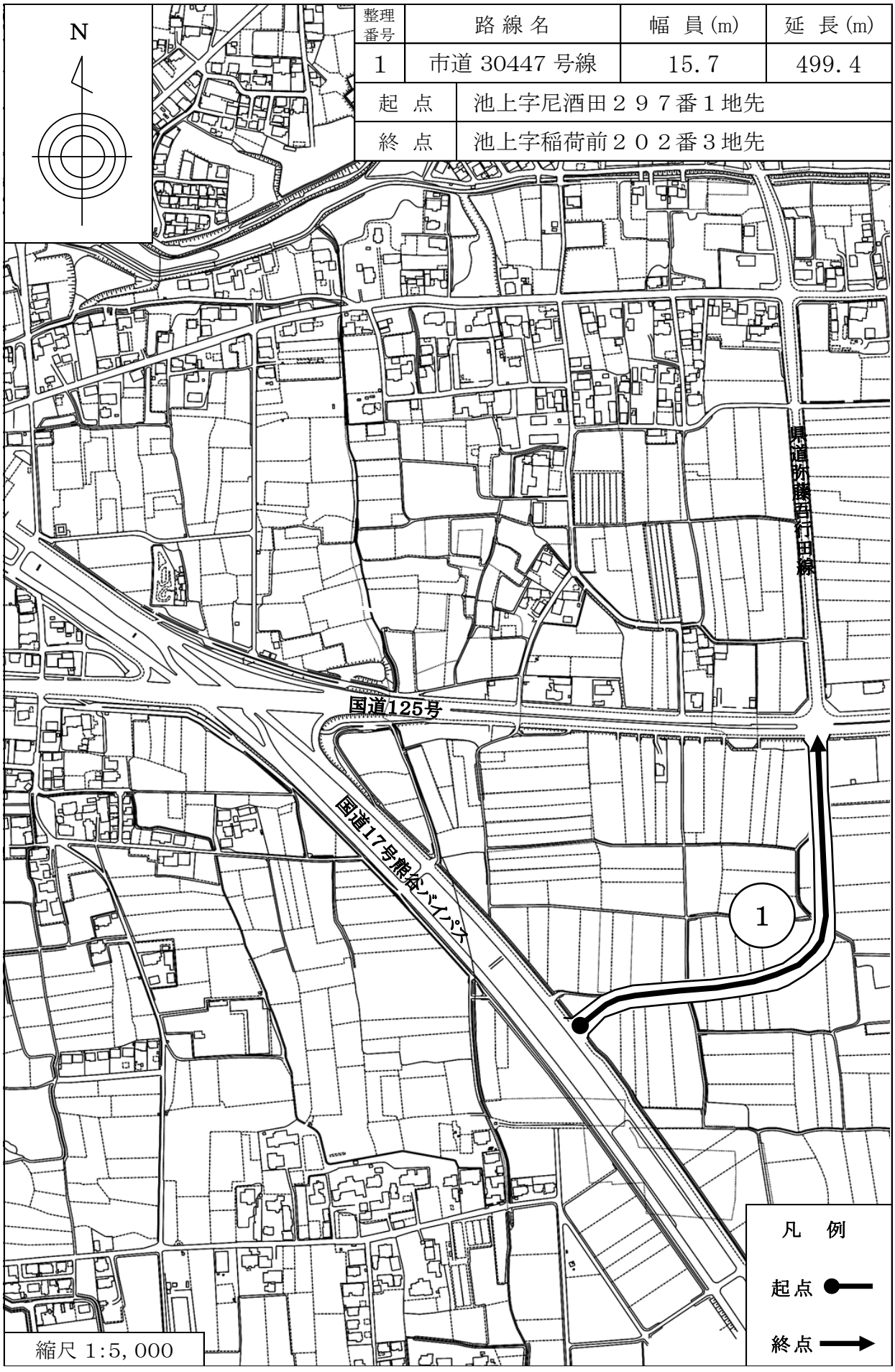
番号	業　者　名	第1回入札額		第2回入札額		結果
		金　額	順位	金　額	順位	
1	小川ポンプ工業㈱東京事務所	80,278,000 円	8	68,310,000 円	4	
2	小池㈱	78,287,000	6	辞退		
3	ジーエムいちはら工業㈱東京営業所	79,200,000	7	辞退		
4	㈱篠崎ポンプ機械製作所	77,440,000	2	辞退		
5	長野ポンプ㈱東京営業所	77,660,000	3	68,255,000	3	
6	㈱ナカムラ消防化学東京営業所	78,100,000	5	辞退		
7	日本機械工業㈱本社営業部	77,880,000	4	68,200,000	2	
8	㈱ネイチャー	86,515,000	9	辞退		
9	㈱野口ポンプ製作所	辞退				
10	㈱モリタ東京支店	68,420,000	1	66,990,000	1	落札

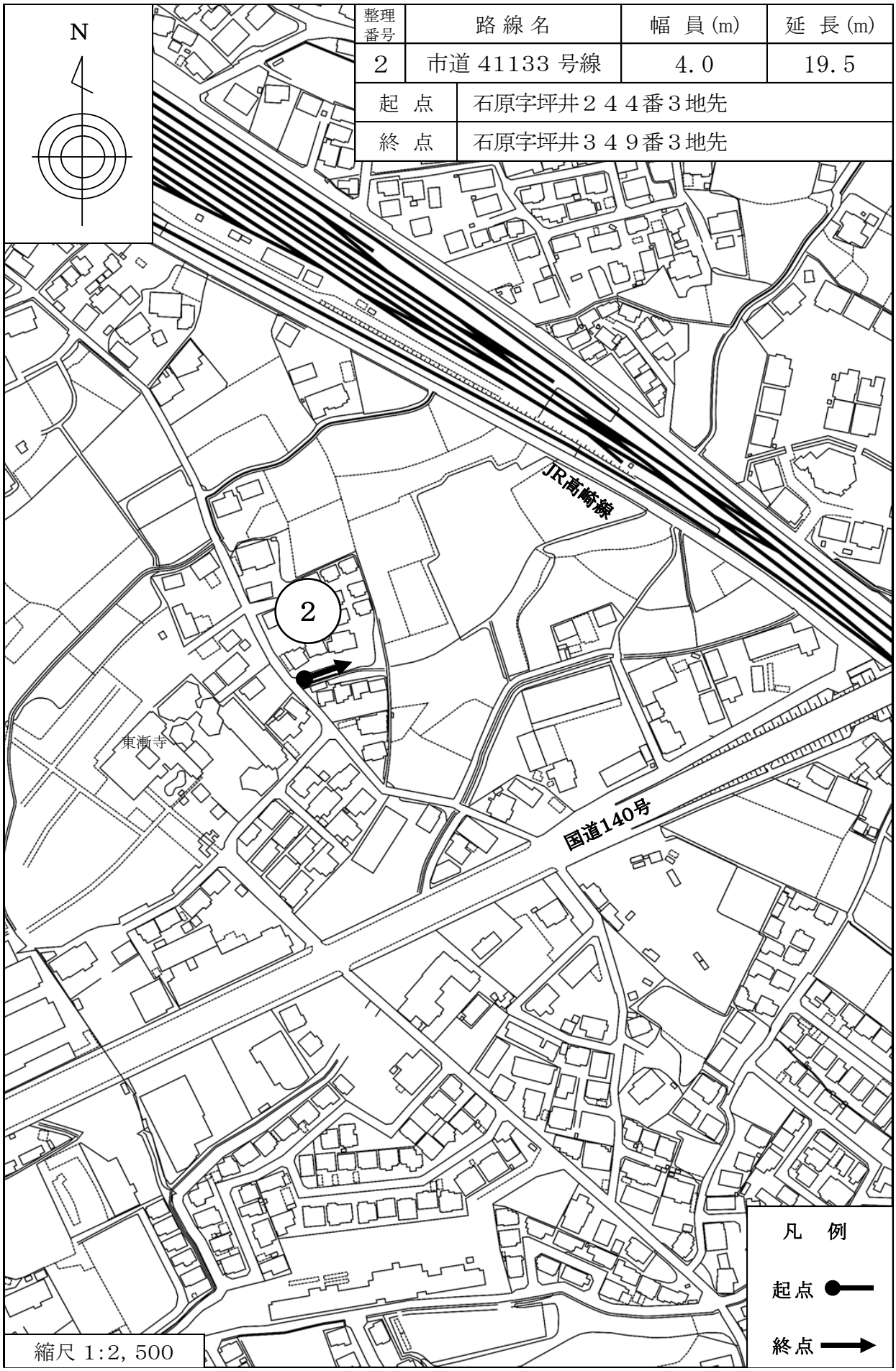
落　札　業　者	落　札　金　額	
	入 札 金 額	うち消費税等の額
㈱モリタ東京支店	66,990,000 円	6,090,000 円

議案第　４２　号の参考資料

認定路線調書・位置図

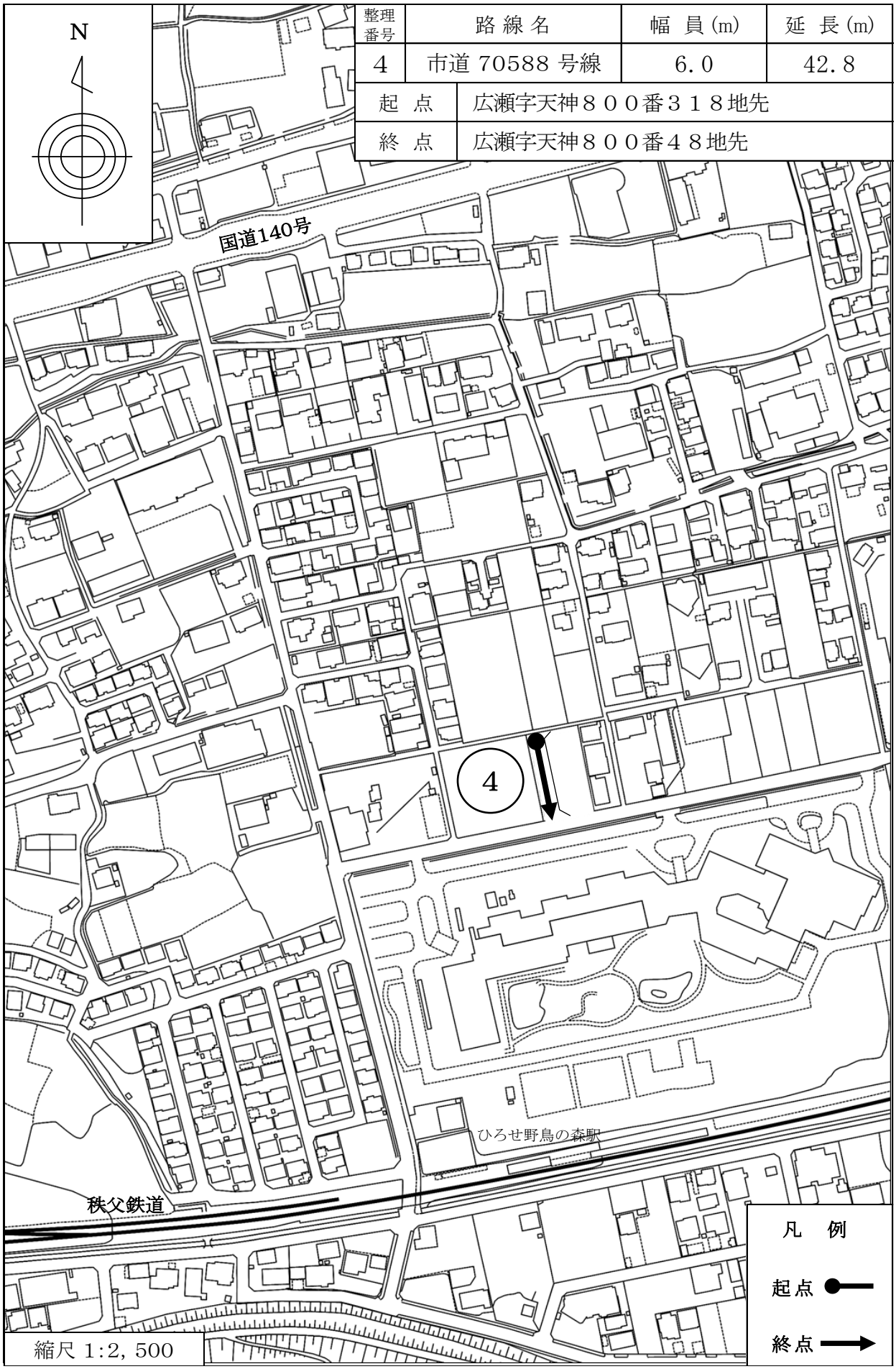
整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　30447　号線	道路改良事業に伴い新設される道路を市道として管理したいため
2	市道　41133　号線	未認定の道路を市道として管理したいため
3	市道　60614　号線	廃止する市道６０４００号線の一部区間を新たに認定し、市道として管理したいため
4	市道　70588　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
5	市道　80568　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため

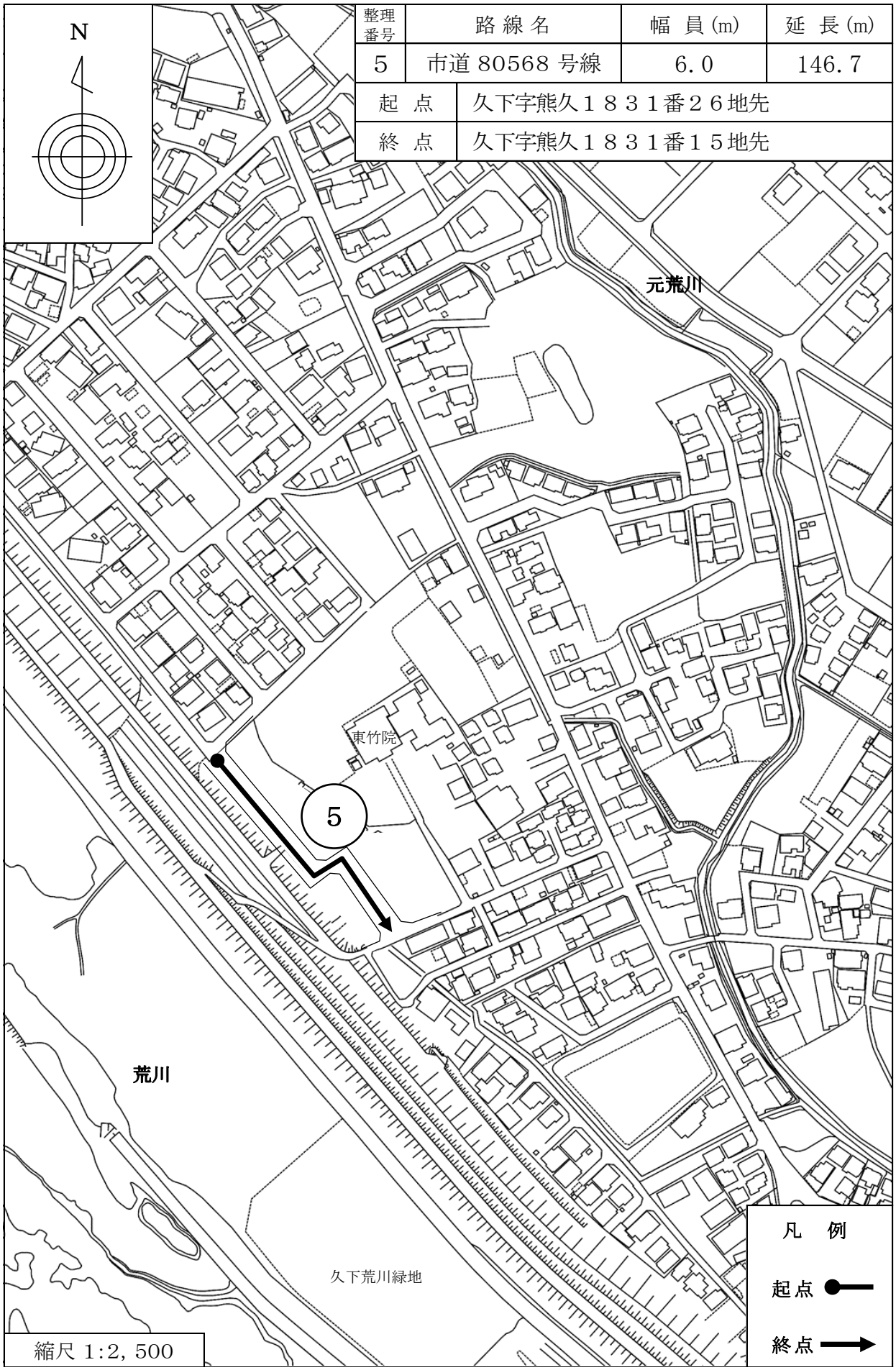

N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道 30447 号線
15.7
499.4
起点
池上字尼酒田２９７番１地先
終点
池上字稲荷前２０２番３地先
県道祢藤田行田線
国道125号
国道17号熊谷バイパス
1
凡例
起点
終点
縮尺 1:5,000


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
2
市道 41133 号線
4.0
19.5
起点
石原字坪井２４４番３地先
終点
石原字坪井３４９番３地先
JR高崎線
2
東漸寺
国道140号
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
3
市道 60614 号線
7.8～12.7
103.7
起点
問屋町三丁目１８００番５１地先
終点
問屋町三丁目１８００番５０地先
ソシオ流通センター駅
秩父鉄道
県道熊谷羽生線
3
JR上越新幹線
凡例
起点
終点
縮尺 1:5,000

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4	市道 70588 号線	6.0	42.8
起点	広瀬字天神８００番３１８地先		
終点	広瀬字天神８００番４８地先		



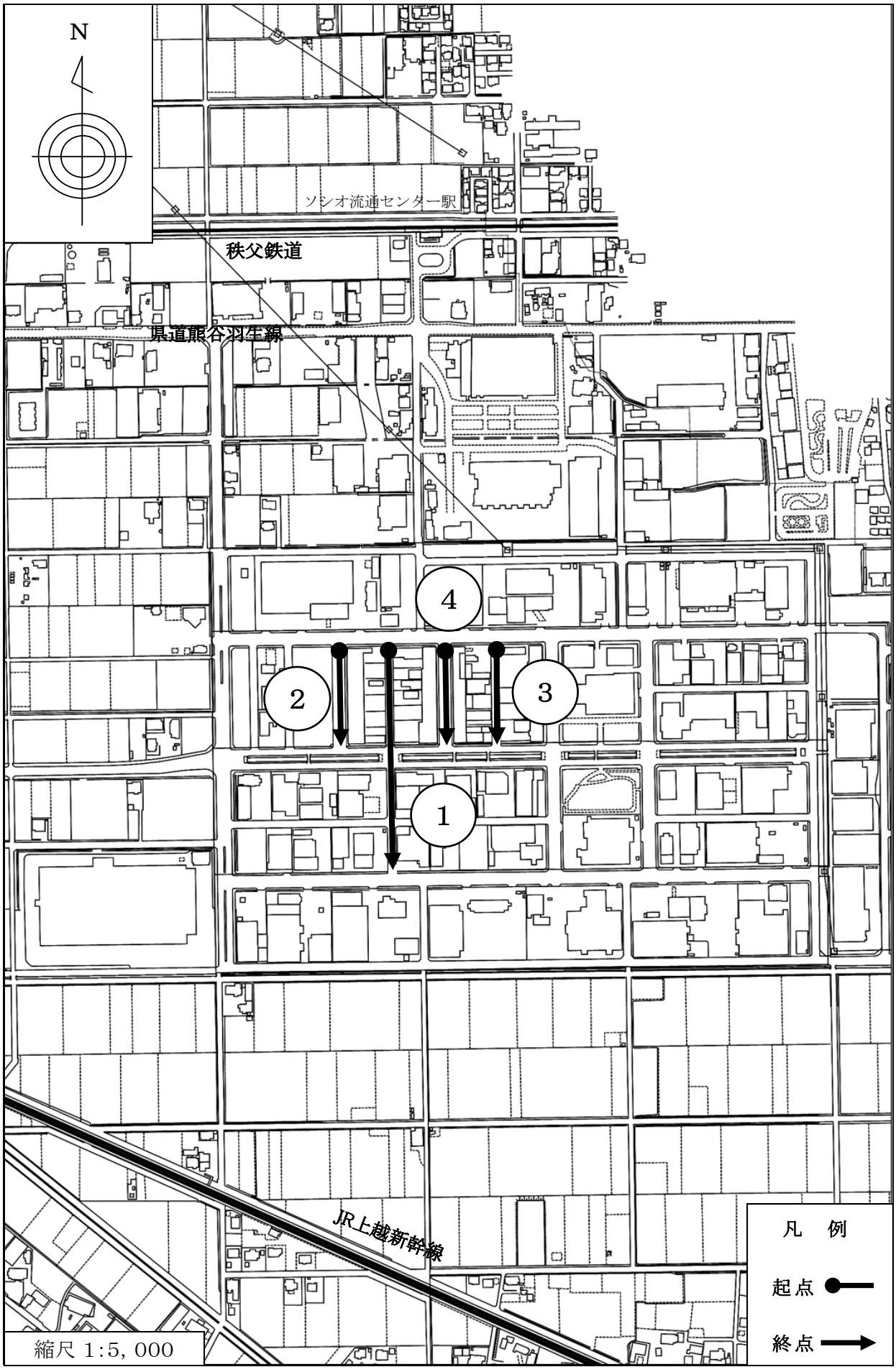


整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
5	市道 80568 号線	6.0	146.7
起　点	久下字熊久１８３１番２６地先		
終　点	久下字熊久１８３１番１５地先		

議案第　４３　号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道　60400　号線	当該路線の道路用地の一部を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道　60401　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
3	市道　60405　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
4	市道　60406　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため


N
ソシオ流通センター駅
秩父鉄道
県道熊谷羽生線
4
2
3
1
JR上越新幹線
凡　例
起点
終点
縮尺 1:5, 000

整理番号	路線名	起点 終点	幅員（m）	延長（m）
1	市道 ６０４００ 号線	問屋町二丁目１８００番２３地先 問屋町三丁目１８００番５０地先	7.8～24.4	230.1
2	市道 ６０４０１ 号線	問屋町二丁目１８００番１７地先 問屋町二丁目１８００番１６地先	14.7～18.9	101.5
3	市道 ６０４０５ 号線	問屋町二丁目１８００番３５地先 問屋町二丁目１８００番３４地先	8.0	101.5
4	市道 ６０４０６ 号線	問屋町二丁目１８００番２９地先 問屋町二丁目１８００番２８地先	12.7	101.5